

平成17年度日本医師会生涯教育制度 自己申告のお願い

－北海道医師会が一括申告いたします－

◇学術部◇

日本医師会生涯教育制度の申告の時期がまいりました。

北海道医師会では、「一括申告方式」により申告することにいたしております。

特別なお申し出がない限り、当会からお送りした受講記録により当会が「一括申告」いたします。

1. 申告方法

平成17年度日本医師会生涯教育講座等の受講証を5月19日に会員各位へ発送を予定しております。

当会ではお送りした受講証のデータをもとに、取得単位数にかかわらず「一括申告」をいたします（未受講者を除く）。

「申告をしない方」は、申告取消を5月26日までに当会事業第四課へご連絡下さい。連絡のない場合は「一括申告」をご了承いただいたものとして取り扱いいたします。

生涯教育修了証の交付基準は申告単位数10単位以上となりますので、10単位未満の方で不足する単位数に見合う受講記録がある場合、参加証等（コピー可）を申請書に添付して、**期日**までに所属郡市・医育機関医師会へ提出下さい。

10単位以上の方は、申告書提出の必要はありませんが、ほかの実績を加算されたい方は、所属郡市・医育機関医師会より申告書を取り寄せ、提出下さい。

なお、道外での受講につきましても、取得単位の対象となります。

2. 申告提出期日ならびに提出先

提出期日：平成18年5月26日(金)

提出先：所属の郡市・医育機関医師会
(直接北海道医師会に送らないで下さい)

3. 生涯教育修了証交付基準

申告単位数10単位以上

4. 「認定証」の交付

3年連続申告して「生涯教育修了証」を交付された方には、透明アクリル板に納められた『認定証』が交付されます（再交付の方はアクリル板はつきません。認定証のみの交付となります）。

15年度から申告をはじめられた方は、17年度の申告が終了し、3年連続となった時点で交付されます。

照会先：北海道医師会事業第四課

TEL 011-231-1727

FAX 011-210-4514

E-mail:jigyoku4ka@office.hokkaido.med.or.jp
